

八幡みらいサポーター会則

(名 称)

第1条 本会は、八幡みらいサポーター（以下「本会」とする）と称する。

(事 務 所)

第2条 本会の事務局は、群馬県高崎市八幡町117に置く。

(目 的)

第3条 本会は、地域住民同士の支え合いや交流を通じて、子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らせる地域づくりを目的とする。

2 本会は、食・健康・交流・見守り活動等を通じて、孤独孤立の予防、多世代交流の促進、健康寿命の延伸及び地域福祉の向上を図り、地域コミュニティの活性化及び地域共生社会の実現に寄与する。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 子ども食堂の開催及び運営を行うこと。
- (2) オレンジカフェ（認知症カフェ）の開催及び運営補助を行うこと。
- (3) 健康づくり活動を行うこと。
- (4) 子育て支援活動を行うこと。
- (5) 地域交流イベントの企画及び運営を行うこと。
- (6) カフェ等を活用した地域交流及び見守り活動を行うこと。
- (7) その他、本会の目的達成に必要な活動を行うこと。

(非 営 利)

第5条 本会は、特定の政治活動、宗教活動及び営利を主目的として活動しない。

(会 員)

第6条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、活動に参加する者をもって構成する。

- 2 会員は、サポーター会員及び協力会員とする。
- 3 サポーター会員は、活動に参加する個人とする。
- 4 協力会員は、物品提供、寄付、協賛等により本会を支援する個人又は団体とする。

(加 入)

第7条 本会の目的に賛同する者は、代表又は役員承認により会員となることができる。

(退 会)

第8条 会員は、本人の申し出により、任意に退会することができる。

(除 名)

第9条 本会の名誉を著しく傷つけ、又は本会の目的に反する行為を行った者については、役員協議の上、除名することができる。

(役 員)

第10条 本会に次の役員をおく。

代 表 1 名、 副代表 若干名、 会計 1 名

(役員選任)

第11条 役員は、総会において選任する。

(役員任期)

第12条 役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員職務)

第13条 代表は、本会を代表して会務を掌る。

2 副代表は代表を補佐し、代表事故あるときは職務を代理する。

3 会計は、本会の会計を担う。

(総 会)

第14条 総会は全会員をもって構成し、必要に応じて開催する。

2 総会の議決は、出席者の過半数をもって決定する。

(会 費)

第15条 会費は原則無料とする。ただし、本会の活動を支援するため、任意の寄付及び協賛金を受け付けることができる。

(経 費 等)

第16条 本会の経費は、寄付金・協賛金・助成金その他の収入をもってあてる。

(事業年度)

第17条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(活動中の事故等)

第18条 本会は、活動中の安全確保に努める。

2 活動中に発生した事故、怪我、盗難その他の損害については、本会に故意又は重大な過失がある場合を除き、各自の責任において対応するものとする。

(会則の変更)

第19条 本会則の変更は、総会において出席者の過半数の同意を得なければならない。

(解 散)

第20条 本会の解散は、総会において出席者の4分の3以上の同意を得なければならない。

(そ の 他)

第21条 この会則の施行にあたり必要な事項は代表が会員にはかり別に定める。

附 則

本会則は、令和8年3月29日より施行する。